

生活保護法の一部改正法（平成25年法律第104号）施行に伴う

新規指定申請について

生活保護指定施術機関

（柔道整復、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、助産師）

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）の施行に伴い、平成26年7月1日より、生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定することになりました。（改正法第55条）

生活保護法55条の規定により、指定施術機関としての都道府県知事の指定を受ける施術機関は、下記に基づき、指定申請の手続きをしてください。

都道府県知事の指定を受けていない施術者の方は、生活保護法に基づく医療扶助としての施術は行えません。

○提出書類（裏面記載の「申請に必要な書類」をご確認ください。）

- ①申請書
- ②免許証の写し（施術免許証）
- ③保健所への施術所開設届出済証の写し
- ④誓約書
- ⑤会員証明書
- ⑥契約書（2部必要）

※①～④の書類及び団体加入者は⑤の書類、未加入者は⑥の書類を提出ください。

○申請書等提出先

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県地域福祉課保護係

○提出先及び問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県地域福祉課保護係

TEL：0742-22-1101（内線 2819・2822）

FAX：0742-22-5709

E-mail engo@office.pref.nara.lg.jp

※奈良市に所在地を有する医療機関等は、奈良市長あてに申請してください。

生活保護指定施術機関の指定申請に必要な書類

☆協定団体に加入している施術者のみなさま

- 所属している団体（下記5記載の奈良県が協定を締結している団体）に、指定申請をする旨を連絡してください（会員証明書が必要。）。
- 所属団体と相談し、下記、1～5の書類（各1部）を提出してください。

☆協定団体に未加入の施術者のみなさま

- 下記、1～4（各1部）及び6（各2部）の書類を提出してください。

1. **申請書**・・・○「生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書」に必要事項を記入、押印して提出して下さい。
 - 施術機関等コードの欄には、現在生活保護指定施術機関として、登録されている施術機関コードを記入して下さい。
 - 申請者欄は、施術者の住所氏名を記入し、施術者毎に提出して下さい。
 - *各施術機関において現在登録されている施術者一覧は、別途添付しています。（別紙1）
（複数申請される場合は、申請書をコピーの上ご利用下さい。）
2. **免許証の写し**
3. **保健所への施術所開設届出済証の写し**
4. **誓約書**・・・「生活法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約書」
5. **会員証明書**・・・以下の団体に所属している証明（協定団体）
 - ・(公社)奈良県柔道整復師会
 - ・(社)奈良県鍼灸師会
 - ・(社)奈良県鍼灸マッサージ師会
 - ・特定非営利活動法人全国鍼灸マッサージ協会西近畿支部
 - ・全国柔整鍼灸協同組合
 - ・日本鍼灸師協会
6. **契約書**・・・○上記団体に未加入の場合は、知事との個別契約が必要になります。
 - 契約書2通を作成し、2通とも返送してください。

※提出部数 各1部（6のみ2部必要です。）

(申請書)

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

氏名	(フリガナ)
生年月日	年 月 日
住所	〒 - Tel () -
開設している(勤務している)助産所又は施術所の名称	名 称 (フリガナ)
開設している(勤務している)助産所又は施術所の所在地	所在地 〒 - Tel () -
施術機関コード	
所属団体等	有(所属団体名) 無
業務の種類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む)第55条の規定に基づき上記のとおり申請します。

年 月 日

(申請先)

奈良県知事殿

〒 -

住所

申請者

Tel () -

氏名

注意事項

- 1 この書類は、奈良県知事(地域福祉課)あてに提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が指定された場合には、奈良県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 4 奈良市内に所在地を有する医療機関等については、奈良市長(奈良市福祉事務所保護課)あてに申請をいただくこととなりますので、ご注意願います。

記載要領

- 1 「氏名」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の氏名を記載してください。
- 2 「生年月日」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の生年月日を記載してください。
- 3 「住所」は、当該指定申請を行う助産師又は施術者の住所を記載してください。
- 4 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

(誓約書)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）に該当しない旨の誓約書

奈良県知事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住所（所在地）
氏 名

(誓約項目)

生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号、第 4 号ただし書、第 7 号及び第 9 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 80 号）

77号)

- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 30 公認心理師法（平成27年法律第68号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
- 32 臨床研究法（平成29年法律第16号）

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第2項第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

契 約 書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む。)第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事(以下「甲」という。)と 柔道整復師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 柔道整復師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む。)第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事(以下「甲」という。)とあん摩・マッサージ師(以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 あん摩・マッサージ師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む。)第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事(以下「甲」という。)と はり師・きゅう師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 はり師・きゅう師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む。)第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事(以下「甲」という。)と はり師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 はり師
住 所
氏 名

印

契 約 書

生活保護法(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定においてその例によるとされる場合を含む。)第55条の規定による指定施術機関が同法に基づいて患者の施術を行うについて、奈良県知事(以下「甲」という。)と きゅう師 (以下「乙」という。)との間に下記の通り契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該吏員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約による義務を履行せず、施術等について著しい支障をきたし、またはきたすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者の何れか一方より何等の意志表示をしないときは、終期の翌月において向こう1箇年間契約を更新したものとみなす。
前記契約の確実を証するため本書2通を作成し双方署名捺印のうえ各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 きゅう師
住 所
氏 名 印